世田谷区　定額減税を補足する給付金（不足額給付金）のご案内

事業専従者または合計所得48万円超で非課税の方

benefit
該当すれば…不足額給付金 **1万円以上** の支給！？

申出期限
令和7年
10月31日（金）

必ずコールセンターに電話してください！

令和7年1月1日時点で世田谷区在住者のうち、以下のすべての要件を満たす方は、お申し出が必要です。お問い合わせの際は、「不足額給付2」に該当していることをお伝えください。

≪以下のすべての要件を満たす方≫

①本人として定額減税対象外
（令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割の定額減税前税額がゼロ）
②本人が事業専従者または本人の合計所得金額が 48 万円超
③低所得世帯向け給付金の対象世帯主・世帯員に該当しない。
・令和5年度非課税等世帯への給付金（7万円または10万円）
・令和6年度新たに非課税等となった世帯への給付金（10万円））

詳細は右下の二次元コードから区ホームページをご覧ください！

Q.不足額給付2って何？

所得税、個人住民税所得割の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない事業専従者及び合計所得金額 48 万円超の方に対して支給する給付金です。

問 い 合 わ せ 先 は こ ち ら ↓

世田谷区不足額給付金コールセンター
0120-302-246
Foreign Language（多言語ダイヤル）
0120-220-867
午前 8 時 30 分～午後 8 時　※平日のみ
詳細な情報については、区ホームページに掲載していますのでご確認ください。
For more detailed information, please check our website.

不足額給付の詳細は
区ホームページへ

担当課：世田谷区保健福祉政策課臨時特別給付担当

不足額給付2FAQ

Q　自分が対象者であるか確認したいが、どうしたらいいか？

A　7月15日以降に世田谷区不足額給付金コールセンター（0120-302-246）にお問い合わせください。いくつか質問した上で支給対象となりうるか回答します。

Q　該当者の場合、手続き方法を知りたい。

A　コールセンターに「不足額給付2」に該当している旨をお伝えください。支給対象となりうるか確認させていただき、申請書送付の要件を満たす場合、後日申請書を送付します。申請書がお手元に届きましたら、オンライン申請もしくは申請書に必要事項を記入し必要資料を添付の上、返送してください。順次審査のうえ、給付金を支給します。要件を満たさない場合には、その旨を通知します。

Q　支給時期はいつになるのか？

A　申請後、おおむね 1～1.5 か月程度で振り込み予定です。

Q　給付金はいくらもらえるのか？

A　原則として4万円の支給となります。申請者の状況によっては支給額を変更することがあります。詳細は区ホームページをご覧ください。

Q　令和7年1月2日以降に転入した場合、どこに申請すればよいか？

A　本給付金は令和7年度住民税を課税する自治体が実施主体になります。そのため、令和7年1月2日以降に転入された方は、世田谷区ではなく、令和7年1月1日時点に在住していた自治体へ申請してください。

Q　事業専従者の場合、申請にあたり必要な添付書類は何か？

A　コールセンターにお申し出後、支給対象とご案内された方は以下の資料を添付してください。

・事業主の令和5・6年分所得税確定申告書の写し

・当初調整給付の支給がわかるもの【世田谷区以外で当初調整給付金を受給された方のみ】